別記様式第二十五（その二）を次のように改める。

別記様式第25　非常電源（蓄電池設備）（その2）

充電装置	外表示	形			
	開閉器・遮断器				
	交流入力電圧トリクル・浮動充電電圧	V	トリクル・浮動充電電圧		
	均等充電電圧	V			
	出力電流	A			
	負荷電圧	V			
	負荷電流	A			
	自動充電切替接地				
逆変換装置	外表示	形			
	開閉器・遮断器				
	交流出力電圧	V			
	交流出力電流	A			
	周波数	Hz			
	外接地				
直交変換装置	外表示	形			
	開閉器・遮断器				
	交流入力電圧	V			
	充電電圧	V			
	充電電流	A			
	交流出力電圧	V			
	交流出力電流	A			
	接地				
結線接続					

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

附　則

1　この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、別記様式第五、別記様式第九、別記様式第十六、別記様式第二十及び別記様式第二十五の改正規定は公布の日から、別表第十二及び別記様式第十二の改正規定は平成二十六年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（以下「新告示」という。）別記様式第五、別記様式第九、別記様式第十六、別記様式第二十及び別記様式第二十五に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、公布の日から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。

3　新告示別記様式第二及び別記様式第三に規定する様式は、第一項の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。

4　新告示別記様式第十二に規定する様式は、第一項の規定にかかわらず、平成二十六年四月一日から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。

○消防庁告示第十一号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（平成元年消防庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月二日

消防庁長官　大石　利雄

第六号中「二酸化炭素」を「不活性ガス」に改める。

別記様式第二を次のように改める。